

各 部 局 等 の 長  
殿  
大学本部の各部（室）長

学 長  
(公印省略)

令和6年度職員定期健康診断及び特殊健康診断等の実施について（通知）

標記のことについて、労働安全衛生法第66条及び琉球大学安全衛生管理規程第14条に基づき、下表のとおり職員定期健康診断及び特殊健康診断等\*を実施します。

年一回の定期健康診断受診は法定義務ですので、対象者はもれなく受診するよう貴下職員へ御周知ください。文科省共済組合人間ドックの受診者は、健診結果の写しを本学に提供することで定期健康診断の代替とすることが可能です。

また、労働安全衛生法第66条の7に基づき、各種健康診断結果に関し、産業医・産業保健師による保健指導が行われる場合があります。

※有害な物質等を使用する業務に従事する者は、特殊健康診断等を6月以内ごとに1回、受診する必要があります。

<表>

令和6年度	6月期	12月期	受付時間	健診会場
千原事業場	6/17(月)～ 21(金)	12/2(月)・ 3(火)	8:30～11:00	全保連ステーション 3階 特別会議室
上原事業場 (医学部・病院等)	6/4(火)～ 11(火) ※土日除く	12/4(水)～ 10(火) ※土日除く	8:00～11:30 13:00～15:00	医学部管理棟3階 大会議室

下記職員課HPにて健康診断の内容をご確認いただけます。（上原事業場は除く）

<https://pws.skr.u-ryukyu.ac.jp/pws/index.php/healthcare/>

以上

【本件担当】  
総務部職員課職員係（保健管理センター）  
内線（千原）：8669